

静岡県告示第310号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項の規定により静岡県看護職員修学資金貸付金等の一部の滞納返還金及び延滞利息の徴収事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定に基づき告示する。

令和元年10月15日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 委託先

(1) 所在地

名古屋市中区丸の内3丁目15番3号 TCF丸の内ビル3階

(2) 名称及び代表者の氏名

セントラル法律事務所

弁護士 前川 弘美

2 委託期間

令和元年10月11日から令和2年3月31日まで